

税金は暮らしを支える 大切な財源です

私たちが納める町税などは、道路や公園、学校などの生活環境の整備や保険医療、福祉の整備充実などに活用され、住みよい暮らしやまちづくりのために重要な役割を果たしています。

コンビニやクレジットで納付できます

平成27年4月から納税者の皆様の利便性の向上を目的に軽自動車税、町県民税、固定資産税、国民健康保険税をコンビニエンスストアやクレジットカードで納付ができるようになりました。

なお、コンビニやクレジットで納付できるのは、納期限内の納税通知書に限られます。納期限を過ぎた場合は、役場窓口か金融機関での納付をお願いします。

平成27年度 納期カレンダー

税目	納期	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
軽自動車税	全期											
町・県民税				1期		2期		3期			4期	
固定資産税			1期		2期					3期		4期
国民健康保険税				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	
介護保険料				1期		2期		3期			4期	
後期高齢者保険料					1期	2期		3期			4期	

便利・安心・確実な口座振替

税金や使用料を預貯金口座から自動的に納める口座振替納付は、安全で確実で手間もかかりません。

行政サービスの制限について

町では、平成26年4月1日から「大山町町税等の滞納に対する行政サービス等の制限措置に関する条例」を施行しました。町税等の滞納の防止を図るとともに、徴収に対する町民の信頼を確保するため、町税等の滞納者及びその世帯構成員に対して、一部の行政サービスを制限しています。

納税が困難なときは…

何らかの理由で町税を納期限までに納めることができないときは、申請により分割での納付も受け付けますので、そのまま放置しないで税務課までご相談ください。

◆問い合わせ先 税務課 ☎0859-54-5208